

大学等研究機関における 職務発明改正に関する意識調査結果報告

医学系産学連携ネットワーク協議会 = medU-netとは

- ー 我が国全体の医学系産学連携機能の標準化・発展を目指す組織
- ー 2010年度に発足し（文科省補助事業：産学官連携自立化促進PG）2013年度自立的活動開始
- ー 各種リソースの共有と、産学官関係者の対話と連携を核に活動を展開中

情報（発信/収集）の共有

- ◎ medU-net通信の掲載・発信
2014年度：57通/年
- ◎ 国際技術展示会へ合同出展
2014年度：11機関での出展

知の共有：政策提言活動

- ◎ 産学官の対話と連携
文・経・厚省等との意見交換
- ◎ パブコメ発信
医学系産学連携の意見を集約

人材・教育の場の共有

- ◎ セミナー等の開催
 - * 薬事（RS）セミナー
 - * バイオ入門講座
 - * ライセンス契約セミナー

会員構成

医学系産学連携の
産・学・官 関係者
（実務者・研究者）

経験の共有：課題の解決

- ◎ ワーキング活動
知的財産管理実務教本の作成 等
- ◎ 事例検討会
実務者の抱える課題を共有する場

医学系産学連携ハブ機能

企業

大学

公的
研究機関

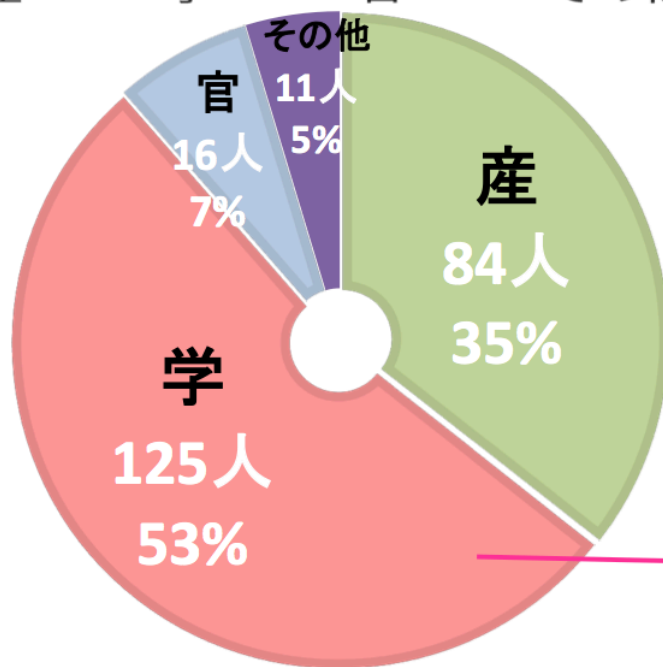
medU-net
Japanese Association of Medical University Network for Technology Transfer

会員構成

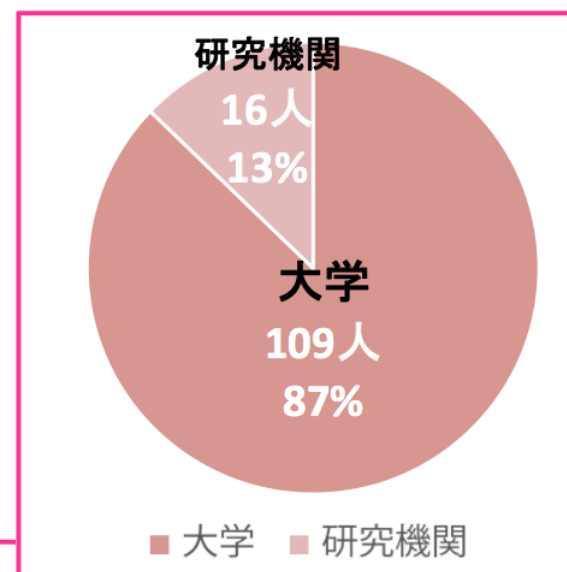
会員総数：237名(2014年5月1日時点)

	産	学	官	その他	計
会員数	84人	125人	16人	11人	236人
機関数	72機関	64機関	8機関	8機関	152機関
法人会員	4人(18%)	18人(82%)	0(0%)	0(0%)	22人

■ 産 ■ 学 ■ 官 ■ その他



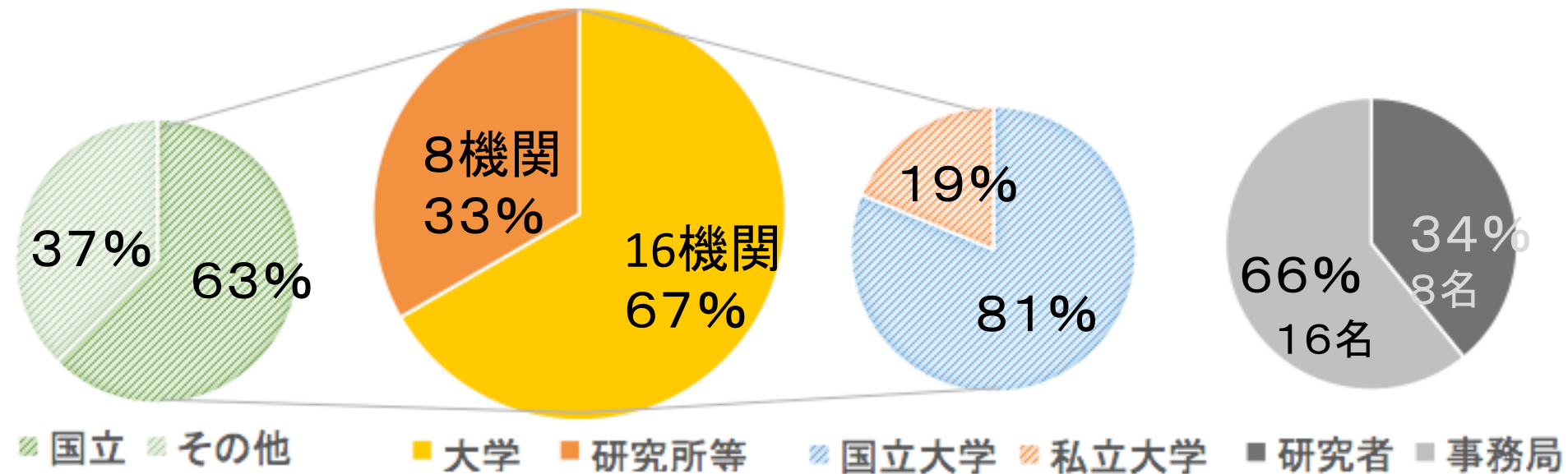
【学】会員種別内訳



職務発明制度改革について意識調査

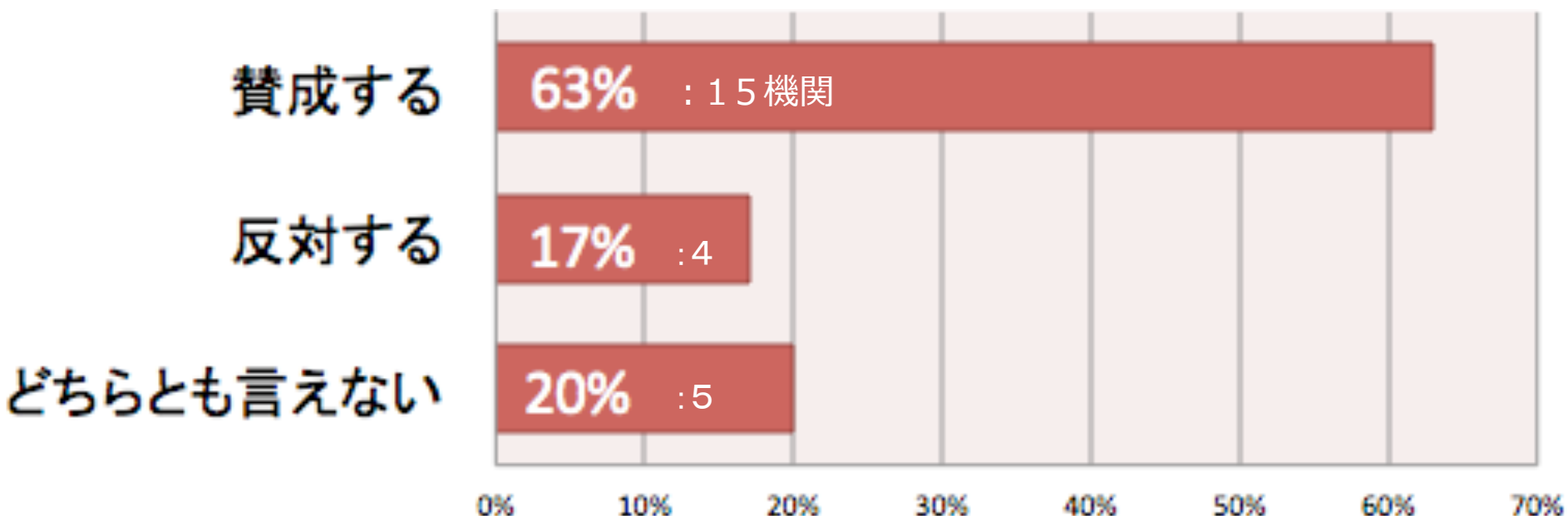
- (1) 対象 medU-netアカデミア会員
 - ・ 医学系産学連携に取り組む研究者
 - ・ 知財管理・産学連携活動支援実務者
- (2) 調査方法 アンケート・ヒアリング
- (3) 実施時期 2014年4月7日～15日
- (4) 調査項目 ①法人帰属となることについての賛否
 ②法人帰属となった場合の懸念点の有無
 ③発明者に対するインセンティブについて
 ④その他
- (5) 回答数 24機関

回答者属性

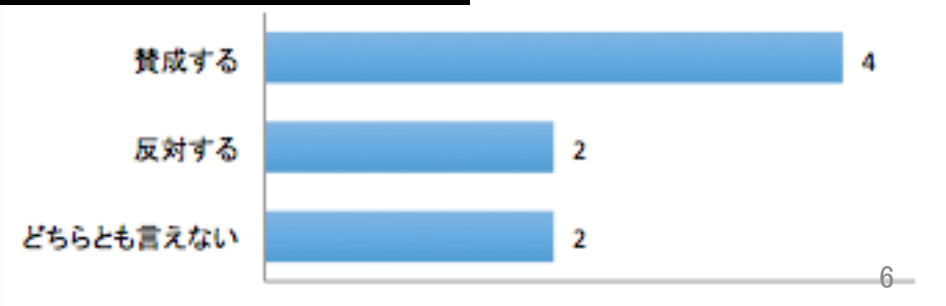


研究所等とは
ナショナルセンター・地方自治体系研究機関（財団）・研究独立法人

①法人帰属となることについての賛否



研究者の意見(抽出)



①法人帰属となることについての賛否

(1) 賛成理由

- 1 (研究者の意見) アカデミアの知的財産の大部分は、公的資金及び民間との共同研究から創出されることがほとんど。法人が管理することが適切。
- 2 (知的財産担当者) 大学への譲渡拒否はほとんどない。研究者は管理・費用面から譲渡を望むのが一般的。運用上・研究者の意識上に支障ない。
- 3 事業を実施しない大学にとって、企業のルールと合致することが、産業の発展により貢献できるのではないか（産学共同発明の取扱いにも留意）。
- 4 (知財管理部門の立場から) 業務軽減につながる。権利譲渡証書手続、発明者補償の計算等は負担。
- 5 大学発知的財産を実用化・事業化・産業化に導くには、大学による一連のサポートを要することから、法人帰属が適切。
- 6 法人から給与を受け取り、公的研究費を使い、出願費用も法人が負担していることから、原始的に法人帰属することが妥当。
- 7 アカデミアの出願目的は技術移転と技術保護であり、社会的使命ともいえる。法人帰属とした方がその目的を達成しやすい。
- 8 (知的財産部門が整備途上の大学の立場から) 明らかな職務発明を、“自由発明”と主張し、大学への譲渡を拒むケースがある。信頼性/透明性確保の観点から法人帰属が望ましい。

①法人帰属となることについての賛否・その理由(2)

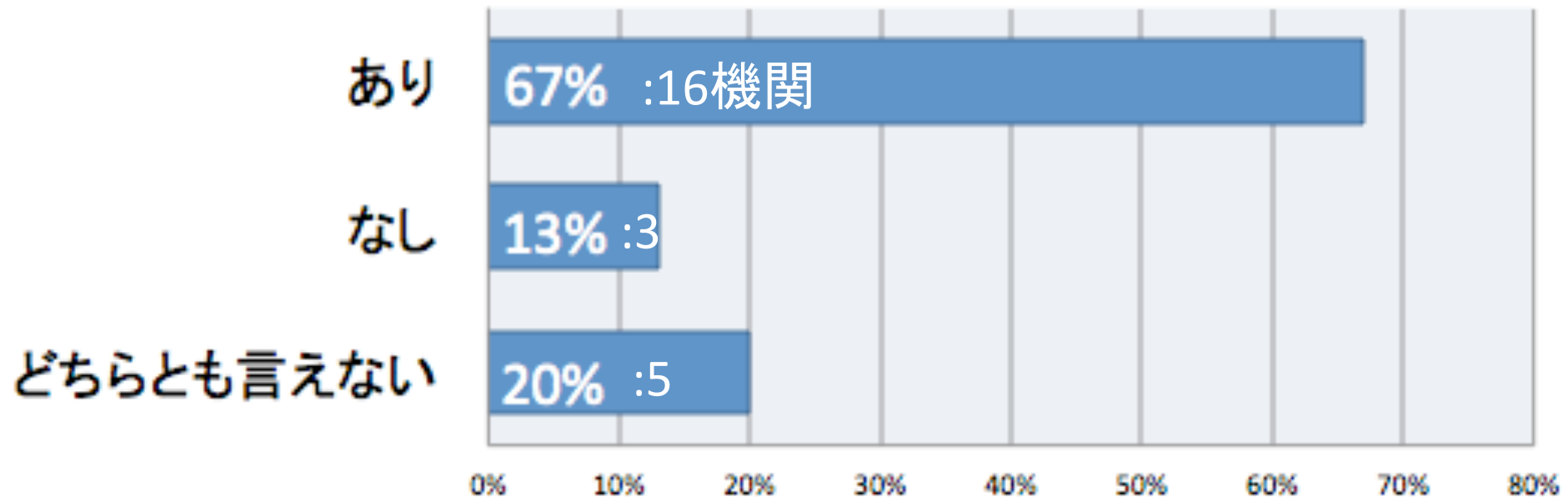
(2) 反対理由

- 1 アカデミア発明は、発明者個人の貢献が大きい。
- 2 大学等の研究は、事業計画や学長指示に基づく業務ではない。
- 3 アカデミアでは、異動しながら研究を継続することが多い。法人帰属とすると、異動前機関による、発明の囲い込み等、研究継続に支障が生じかねない。
- 4 発明者の発明意欲の減退につながる虞。

(3) どちらともいえない理由

- 1 インセンティブ次第。
- 2 大学の技術を活用する企業サイドの主張は理解できるが、アカデミア特有の事情を踏まえて、慎重に検討する必要があるのではないか。

②法人帰属となった場合の懸念点の有無



※①で法人帰属について15機関が賛成と回答したが、
内12機関(8割)は、懸念事項(留意点)があると回答した。

②－（１）法人帰属；懸念点

* 法人帰属：賛成者からの意見

- 1 発明者が事業等を行う際（起業等）、発明者の意向を無視してアカデミアが権利を維持しない場合に支障が生じる。（発明者に実施権を付与する等の措置が必要では）
- 2 研究者が異動した場合、研究の継続と研究成果による新規技術のポートフォリオの構築が難しくなるので、工夫が必要。
- 3 予算上の問題等で出願できなかった案件を取扱い、管理できるのか。
- 4 法人が特許権を放棄した場合にどうするか（個人帰属に移管できる仕組みが必要では）。
- 5 法人帰属となった場合に、膨大な発明を大学が適切に管理できるのか。
- 6 学生・留学生の発明の取扱いをどうするのか。

* 法人帰属：反対者からの意見

- 1 **発明者のモチベーションの低下**：権利を自由に管理したいというのは、経営者側の理論。アカデミアにとって技術革新をおこすきっかけはあくまで個人（あるいは少数集団）の発想に基づく。彼らへ一定の権利を認めない事は最終的に発明を生み出す環境を閉ざすことになる。

②-（２）法人帰属；懸念点なしの理由

- 1 （知財管理担当者の意見）
職務発明に関する煩雑な手続が回避できることのメリットの方が大きい。
- 2 （研究者の意見）
インセンティブ制度も自由に設定できることになり、むしろ発明意欲が向上できる体制を構築できる（発明者のみならずチームに対する評価制度確立）
- 3 （大学執行部の意見）
知的財産管理の徹底につながる（職務発明を個人で出願してしまう研究者がいる）。

③発明者に対するインセンティブについて

(1) 対価に対する考え

- 1 職務発明に対する対価・補償は、法人帰属になっても変えるべきではない（契約又は学内規則制度の現状維持）。
- 2 法律ではなく契約で解決すべき。
- 3 法改正が実現した場合、この機会に補償金制度を見直すべき（個々のケースを適正に評価できる体制）。
- 4 職務発明に対する対価請求権は法律で補償すべき。
- 5 自由設計に基づく対価制度は、研究者らの発明に対するインセンティブ低下を齎し、産業界に対してもマイナスに影響するのではないか。

(2) その他インセンティブ

- 1 研究費配分
- 2 役職等の付与
- 3 賞与等での評価
- 4 施設の充実
- 5 雇用延長
- 6 発明者個人ではなく、チーム（ユニット）への評価充実

④その他

* 職務発明について

- 1 自由研究を行うアカデミア研究者に対して、職務発明の範囲（職務発明か自由発明か）について、改めて統一的なコンセンサスが必要。
- 2 企業とアカデミアで、統一制度にしておくべき。
- 3 法人帰属とした場合であっても、アカデミアにおいては法人帰属の例外を認める制度にしておくべき。